

アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託
受託事業者選定審査要領

〔令和6年4月18日
観光文化スポーツ部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託公募型プロポーザル実施要領（令和6年4月18日観光文化スポーツ部長決裁）以下「実施要領」という。）第11条の規定に基づき、企画提案書等およびプレゼンテーションの内容について審査をおこなうための指針を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 本審査は、アルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託受託事業者選定委員会設置要綱（令和6年4月18日観光文化スポーツ部長決裁）により定めたアルヴェ・ネットワーク情報システム構築・運用事業業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

2 本審査は、予め提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーションおよび委員会における質疑応答により行う。

3 プレゼンテーションは、1提案者につき20分以内とし、委員会からの質疑応答は、各委員が個別に提案者に質問するものとし、その時間は10分以内とする。

4 本審査での評価は、次の手順により行う。

- (1) 各委員は、選定審査表（別紙様式）により、各審査項目毎に評価を行う。
- (2) 各審査項目の評価は5段階で行い、これを各項目の配点に応じて換算したものを評価点とする。
- (3) 事務局は、各委員が作成した選定審査表を集計して、全委員の評価点の合計点をもって委員会の総合的な評価点とする。

(選定方法)

第3条 各委員による採点の結果、全委員の評価点の合計点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、委員会で協議の上、順位を決定する。

(審査項目、評価点等)

第4条 審査項目および配点は、次のとおりとする。

1 過去の実績（配点最大15点）

- (1) ITシステムの構築・管理・運営（1点から5点）

- (2) クラウドコンピューティングシステムの構築・管理・運営（1点から5点）
- (3) ソーシャルネットワークサービスのコンサルティング（1点から5点）
- 2 事業への理解と取り組み姿勢（配点最大20点）
 - (1) 現状のネットワーク情報システムの理解・認識（1点から5点）
 - (2) 現状のネットワーク情報システムの問題点とその要因（1点から5点）
 - (3) 新たに構築するネットワーク情報システムの基本方針（2点から10点）
- 3 事業遂行のための実施体制および実施工程、実施経費等について（2点から10点）
- 4 事業内容についての具体的な提案内容（アイデア・実効性など）（配点最大65点）
 - (1) アルヴェネットワーク情報システム全体の構築（1点から5点）
 - (2) クライアント機器の導入（1点から5点）
 - (3) 施設予約システムの構築（2点から10点）
 - (4) 公式ホームページの制作（2点から10点）
 - (5) ソーシャルネットワークサービスの導入および運用の支援（1点から5点）
 - (6) W i - F i 環境の導入（1点から5点）
 - (7) 安全監視体制の構築（1点から5点）
 - (8) 入館者数の計測（1点から5点）
 - (9) システム全体の保守管理（1点から5点）
 - (10) 施設利用者の利便性の向上につながるような新たなアイデアを含めた提案内容や取組（2点から10点）
- 5 各審査項目は5段階で評価することとし、その基準は次のとおりとする。

極めて優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
著しく劣っている	1
- 6 各委員の評価点の合計は、最大で110点とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月18日から施行する。
（この要領の失効）
- 2 この要領は、本件プロポーザルにより選定された契約候補者と契約を締

結した日の翌日限り、その効力を失う。